明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

Ｂ　市町村立の中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程における遠距離通学生徒のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した数	
二　市町村立の小学校及び義務教育学校の前期課程並びに中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程の遠距離通学対策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額	
令和二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に係るホストタウンとして登録された市町村による交流計画の実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。	
ＪＥＴプログラムコーディネーターの活用に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。	
保育士修学資金貸付等事業及びひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。	
前条第一項第一号の表第六十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。	
排水機場の維持管理に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。	
次の各号によって算出した額の合算額とする。	
一　当該市町村が職業安定法第二十九条第一項の規定により行う無料の職業紹介事業の開始等（以下この号において「無料職業紹介事業の開始等」という。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。	
六十七　ホストタウンとしての取組に要する経費があること。	六十九　ホストタウンとしての取組に要する経費があること。
六十八　語学指導等を行う外国青年招致事業に要する経費があること。	七十　語学指導等を行う外国青年招致事業に要する経費があること。
七十　原子爆弾被爆者の養護を行う施設の運営に要する経費があること。	七十一　保育士修学資金貸付等事業に要する経費があること。
七十一　排水機場の維持管理に要する経費があること。	七十三　排水機場の維持管理に要する経費があること。
七十二　地方版ハローワークの設立等及びそれに関連し	七十四　地方版ハローワークの設立等及びそれに関連し

Ｂ　市町村立の中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程における遠距離通学生徒のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した数
二　市町村立の小学校及び義務教育学校の前期課程並びに中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程の遠距離通学対策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額
平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に係るホストタウンとして登録された市町村による交流計画の実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。
ＪＥＴプログラムコーディネーターの活用に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。
保育士修学資金貸付等事業及びひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。
前条第一項第一号の表第六十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
排水機場の維持管理に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。
次の各号によって算出した額の合算額とする。
一　当該市町村が職業安定法第二十九条第一項の規定により行う無料の職業紹介事業の開始等（以下この号において「無料職業紹介事業の開始等」という。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。